

## 株式会社横浜銀行の マテリアリティ・サポートローン・フレームワーク に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社横浜銀行が策定した「マテリアリティ・サポートローン・フレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

### <要約>

株式会社横浜銀行（横浜銀行）は、前身の横浜興信銀行が設立された1920年以来、一貫して地域経済の発展・安定のためにその責務を果たしており、現在、顧客のサステナビリティ経営戦略を支援し、地域企業の持続的成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の達成に向けて、横浜銀行ではこれまでにポジティブ・インパクト・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワーク等を策定し、サステナブルファイナンスを推進してきたが、これまでの取り組みをさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取り組みが必要であると考えている。このような課題意識に基づき、今般、横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みを促進することを目的として、「マテリアリティ・サポートローン・フレームワーク」（本フレームワーク）を策定した。

本フレームワークに基づくファイナンスは、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンをはじめ、2024年度までに3.0兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた横浜銀行及び横浜銀行グループのシンクタンク・コンサルティング会社である株式会社浜銀総合研究所（浜銀総合研究所）が開発した評価体系を用いて、対象となる中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、マテリアリティの特定及びKPIの設定を行った上で融資を行うものである。横浜銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものであると考えている。横浜銀行は、地域金融機関として、地域の中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、資金調達や助言を通じて取り組みを促進するものである。

JCRは本フレームワークについて、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれ

の側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境及び社会においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、横浜銀行にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：株式会社横浜銀行  
「マテリアリティ・サポートローン・フレームワーク」

2026年3月12日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約> .....	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要 .....	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要 .....	- 4 -
1-1. 会社概要 .....	- 4 -
1-2. 経営理念体系 .....	- 4 -
1-3. サステナビリティに関する方針 .....	- 4 -
1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制 .....	- 5 -
1-5. マテリアリティ .....	- 6 -
1-6. サステナブルファイナンス等の目標 .....	- 6 -
2. 本フレームワーク作成の目的 .....	- 7 -
3. 本フレームワークの概要 .....	- 7 -
3-1. ファイナンスの全体像 .....	- 7 -
3-2. 評価の全体像 .....	- 8 -
4. 評価体制及び評価手順 .....	- 9 -
II. 適合性評価 .....	- 11 -
III. 結論 .....	- 12 -

## <要約>

株式会社横浜銀行（横浜銀行）は、前身の横浜興信銀行が設立された1920年以来、一貫して地域経済の発展・安定のためにその責務を果たしており、現在、顧客のサステナビリティ経営戦略を支援し、地域企業の持続的成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の達成に向けて、横浜銀行ではこれまでにポジティブ・インパクト・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワーク等を策定し、サステナブルファイナンスを推進してきたが、これまでの取り組みをさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取り組みが必要であると考えている。このような課題意識に基づき、今般、横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みを促進することを目的として、「マテリアリティ・サポートローン・フレームワーク<sup>1</sup>」（本フレームワーク）を策定した。

本フレームワークに基づくファイナンスは、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンをはじめ、2024年度までに3.0兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた横浜銀行及び横浜銀行グループのシンクタンク・コンサルティング会社である株式会社浜銀総合研究所（浜銀総合研究所）が開発した評価体系を用いて、対象となる中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、マテリアリティ<sup>2</sup>の特定及びKPIの設定を行った上で融資を行うものである。横浜銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものであると考えている。横浜銀行は、地域金融機関として、地域の中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、資金調達や助言を通じて取り組みを促進するものである。

JCRは本フレームワークについて、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」<sup>3</sup>で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境及び社会においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、横浜銀行にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCRは本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

<sup>1</sup> マテリアリティ・サポートローンに係るフレームワークは今般初めて策定されるが、マテリアリティ・サポートローン自体は2024年12月に取り扱いが始まった。

<sup>2</sup> 横浜銀行は、マテリアリティを「多様かつ広範な社会課題のうち、自社やステークホルダーにとっての「重要課題」を意味し、中長期的な企業価値の向上に影響をおよぼす項目として、重点的に取り組む社会課題を示したもの」と定義する。横浜銀行は、マテリアリティの特定をサステナビリティ経営の実践におけるファーストステップと位置付けている。

<sup>3</sup> 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

## I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

### 1. フレームワーク作成者の概要

#### 1-1. 会社概要

横浜銀行は、地元預金者の救済、地域経済の安定を使命として1920年に設立された横浜興信銀行が前身である。関東大震災、昭和初期の金融恐慌などの荒波を乗り越え、1945年、神奈川県唯一の地方銀行となって終戦を迎え、その後、1957年に行名を横浜銀行に改めた。2016年には、東日本銀行と経営統合し、新たな金融グループであるコンコルディア・フィナンシャルグループを立ち上げ、横浜銀行は当該グループの完全子会社となった。2025年10月、親会社の商号をコンコルディア・フィナンシャルグループから横浜フィナンシャルグループ（横浜FG）へと変更した。横浜銀行は、総資産22兆3,370億円、貸出金14兆7,833億円（いずれも2024年度末時点）を誇る地方銀行である。

#### 1-2. 経営理念体系

横浜FGは、図1の経営理念体系をグループ経営の基本とし、企業活動をしていくうえでの拠りどころと位置づけている。経営理念体系は、経営理念（MISSION）、長期的にめざす姿（VISION）、すべての役職員が共有すべき価値観・行動指針（VALUE）から構成されている。

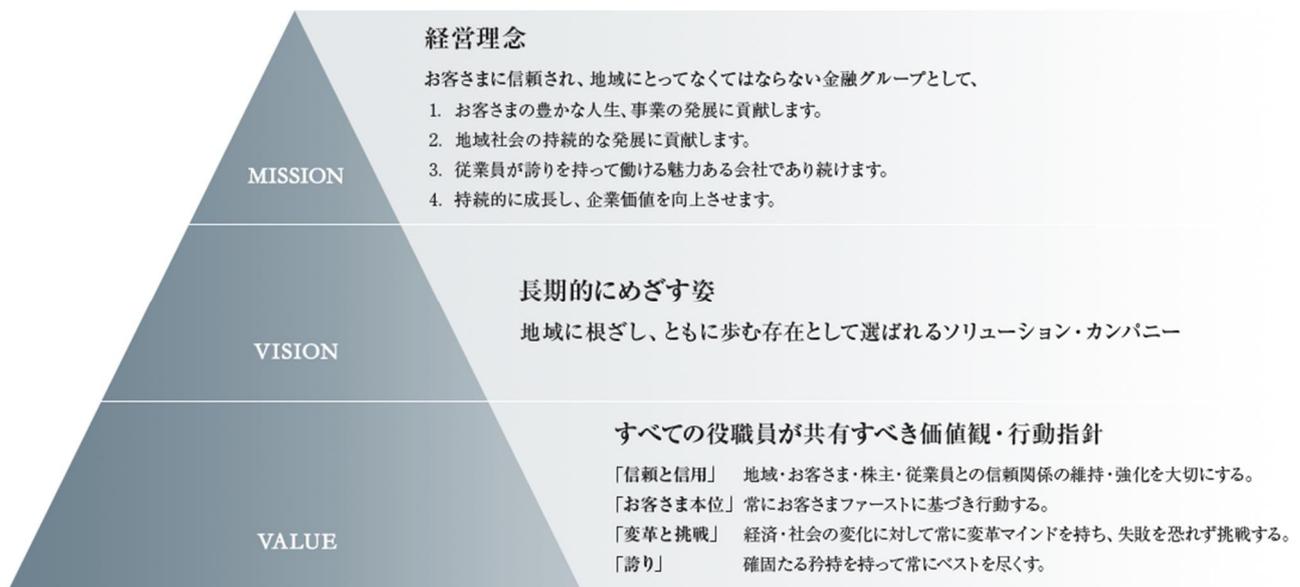


図1：横浜FGの経営理念体系<sup>4</sup>

#### 1-3. サステナビリティに関する方針

横浜FGは、グループサステナビリティ方針として、経営理念に基づき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献することを掲げている。また、当該方針のもと、横浜FGは、各取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示を行うこととしている。

さらに、横浜FGは、グループサステナビリティ方針に基づき、図2のとおり、2030年度までの「サ

<sup>4</sup> 出典：横浜FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/company/idea/index.html>

ステナビリティ長期 KPI」を設定している。なお、「サステナブルファイナンス」の目標達成や外部環境の変化を踏まえて、取り組みを一層進めるため、2023年6月に「サステナビリティ長期 KPI」を一部上方修正した。



※1 横浜 FG の環境・社会分野を資金使途とする投融資、SDGs への取り組みを支援または促進する投融資（環境分野ファイナンスは環境分野を資金使途とする投融資）の 2019 年度から 2030 年度までの実行額（累計）。

※2 グリーンファイナンスより名称を変更し目標額を引き上げ。

※3 横浜 FG の実施する各種金融セミナーや職場体験・出張授業などの受講者およびウェブサイト「はまぎん おかねの教室」、「東日本銀行 おかねの教室」への訪問者（ユーザー）の 2019 年度から 2030 年度までの合計人数。

図 2：横浜 FG のサステナビリティ長期 KPI<sup>5</sup>

加えて、横浜 FG は、グループサステナビリティ方針のもと、地域社会の環境の保全・保護をはかっていくうえでの行動指針として「グループ環境方針」、地域社会のあらゆるステークホルダーの人権を尊重するための行動指針としての「グループ人権方針」、横浜 FG 及びその従業員が自発的・主体的に社会貢献活動に参画するための「グループ社会貢献活動方針」などを定めている。

#### 1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制

横浜 FG は、代表取締役社長を委員長とするグループサステナビリティ委員会を設置している。当該委員会では、国内外の情勢を踏まえつつ、サステナビリティに関する各種取り組み方針や事業におけるリスクと機会のほか、サステナビリティに関する重要な事項等について審議するとともに、取り組み方針に基づいてアクションプランを策定し、進捗状況等を管理している。グループサステナビリティ委員会の活動内容は、3 か月に 1 回程度、取締役会に報告され、取締役会がサステナビリティに係る取り組み状況を監督している。

また、横浜 FG は、2022 年度よりサステナビリティ分野の外部有識者をグループサステナビリティ委員会の外部委員として招聘し、審議事項に対する助言・提言などを受けることで、社外の専門的な知見をサステナビリティの取り組みに反映している。

<sup>5</sup> 出典：横浜 FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/csr/sustainability/sdgs/index.html>

### 1-5. マテリアリティ

横浜 FG は、前述のサステナビリティ関連の方針に基づく具体的な取り組みを推し進めるために、地域社会のサステナビリティをめぐる諸課題について、ステークホルダーにおける重要度と横浜 FG における優先度の観点から検証・議論し、取締役会における審議を経て、マテリアリティ（優先的に解決すべき重要課題）として特定している。

具体的には、図 3 のとおり、「地域企業の持続的成長」、「少子高齢化の課題解決」、「人的資本経営と人権の尊重」、「デジタル社会の形成」、「環境の保全・保護」及び「地域経済成長への貢献」の 6 つのマテリアリティを特定している。これらのマテリアリティに基づいたリスクや機会を事業戦略に反映して事業を推進するとともに、ステークホルダーとの価値協創を通して、地域社会の持続的な発展と横浜 FG の持続的な成長を実現していくことで、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」をめざしている。

マテリアリティ	機会とリスク		おもな中計KPI
地域企業の持続的成長	機会	企業の経営課題の多様化・高度化に伴う戦略ソリューションニーズの増加・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業融資平残</li> <li>■ 中小企業融資平残 (神奈川県内・東京部内)</li> <li>■ 法人預金平残</li> </ul>
	リスク	伝統的な貸出を中心としたビジネスモデルからの脱却の遅れによる競争力低下、産業構造の変化等への対応不足に伴う企業業績悪化	
少子高齢化の課題解決	機会	超高齢社会における資産形成・資産運用ニーズの増加・拡大、人口減少社会を支える利便性の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資産家向け融資平残</li> <li>■ 住宅ローン平残</li> <li>■ 個人預金平残</li> <li>■ グループ預かり資産残高</li> </ul>
	リスク	少子高齢化等の社会構造の変化に伴うお客さまニーズの多様化・高度化への対応不足による競争力の低下	
人的資本経営と人権の尊重	機会	人的資本経営の実践や人権尊重への対応を通じた従業員やお客さま等との関係強化による競争力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 営業人員数</li> <li>■ 一人あたりソリューション収益</li> <li>■ 会社の総合的魅力 (従業員意識調査)</li> </ul>
	リスク	ソリューションビジネスの担い手不足や人権侵害に起因する経済的・社会的制裁による競争力の低下	
デジタル社会の形成	機会	業務効率化による生産性の向上、非対面サービスや高度なソリューション提供ニーズの増加・拡大	■ 業務量削減
	リスク	デジタル化の進展への対応の遅れによる生産性の低下、異業種参入等による競争力の低下	
環境の保全・保護	機会	脱炭素社会やネイチャーポジティブへの移行に伴うビジネス機会の拡大、環境の保全を通じたステークホルダーとの関係構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部評価指標</li> <li>■ サステナブルファイナンス</li> <li>■ 自社のGHG排出量削減</li> </ul>
	リスク	気候変動対策や生物多様性保全に関するお客さまの支援不足に伴う事業基盤の損失	
地域経済成長への貢献	機会	産学官金連携による地域経済の持続的な成長	■ 地域社会の課題解決への取組件数
	リスク	人口減少や産業衰退等による地域経済の低迷	

図 3：横浜 FG のマテリアリティ<sup>6</sup>

### 1-6. サステナブルファイナンス等の目標

横浜 FG は、サステナブルファイナンス実行額（累計）の目標として「2030 年度までに 4 兆円」、環境分野ファイナンス実行額（累計）の目標として「2030 年度までに 2 兆円」を掲げている。顧客における脱炭素に向けた設備投資の増加等に伴う資金需要の高まりや新たな金融商品・サービス等のニーズを背景として、2024 年度の実績は、サステナブルファイナンス実行額（累計）が 3.0 兆円、うち環境分野ファイナンスが 0.9 兆円となった。横浜 FG は、今後も、顧客の課題解決に資するソリューションラインアップの充実をはかるとともに、顧客のニーズに合わせた最適なソリューションを提供することにより、目標達成に向けた取り組みを進めていく。

<sup>6</sup> 出典：横浜 FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/shared/pdf/csr/sdgs-library/pdf-sustainability6.pdf>

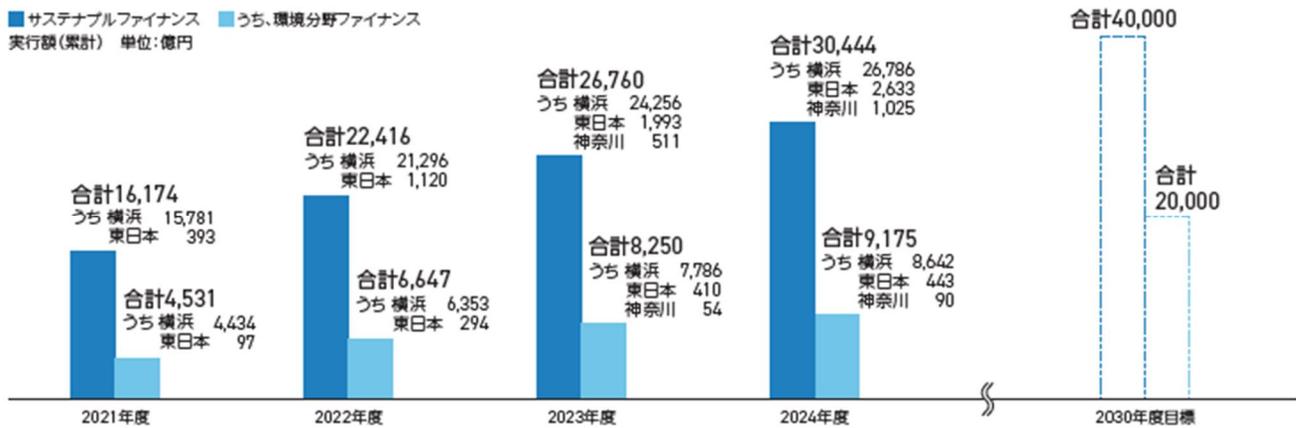


図4：横浜 FG のサステナブルファイナンス実行額の目標<sup>7</sup>

## 2. 本フレームワーク作成の目的

横浜銀行は、現在、顧客のサステナビリティ経営戦略を支援し、地域企業の持続的成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の達成に向けて、横浜銀行ではこれまでにポジティブ・インパクト・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワーク等を策定し、サステナブルファイナンスを推進してきたが、これまでの取り組みをさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取り組みが必要であると考えている。このような課題意識に基づき、今般、横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みを促進することを目的として、本フレームワークを策定した。

## 3. 本フレームワークの概要

### 3-1. ファイナンスの全体像

本フレームワークに基づくファイナンスは、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンをはじめ、2024年度までに3.0兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた横浜銀行及び横浜銀行グループのシンクタンク・コンサルティング会社である浜銀総合研究所が開発した評価体系を用いて、対象となる中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、マテリアリティの特定及びKPIの設定を行った上で融資を行うものである。横浜銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

横浜銀行は、中堅・中小企業による環境・社会・経済に関する取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものであると考えている。横浜銀行は、地域金融機関として、地域の中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による環境・社会・経済に係る取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、資金調達や助言を通じて取り組みを促進するものである。

<sup>7</sup> 出典：横浜 FG「統合報告書 2025」

### 3-2. 評価の全体像

#### (1) 評価プロセス

本フレームワークでは、以下の5つのプロセスを経て、マテリアリティの特定及びKPIの設定を行う。

##### ① 現状分析

浜銀総合研究所が作成した調査票を用いて、対象企業の企業理念、ビジョン、事業内容、ESGに関する現状の取り組みなど、マテリアリティの特定に必要な情報を確認する。

##### ② マテリアリティ候補の抽出

マテリアリティに関する各種のガイドライン等（GRIスタンダード<sup>8</sup>、SASBスタンダード<sup>9</sup>等）をもとに、調査票に基づく対象企業の現状分析や業界動向等を踏まえて、網羅的なマテリアリティ候補を抽出する。

##### ③ 重要度評価

重要度については、「自社にとっての重要度」と「ステークホルダーにとっての重要度」の2軸から評価する。「自社にとっての重要度」は、企業理念・ビジョン、戦略、事業内容等との関係について、対象企業にて検討した上で決定する。他方、「ステークホルダーにとっての重要度」は、対象企業が選定したステークホルダーに対してアンケートを実施し、浜銀総合研究所にて集計・分析した上で決定する。

##### ④ マテリアリティマップの作成

横軸に「自社にとっての重要度」、縦軸に「ステークホルダーにとっての重要度」を置き、各マテリアリティ候補をプロットする。横軸と縦軸のいずれにとっても重要な課題の中から、対象企業と浜銀総合研究所が議論の上でマテリアリティを絞り込み、特定する。

##### ⑤ 取り組みやKPIの設定

対象企業における現状の取り組みや他社の事例等を踏まえて、対象企業と浜銀総合研究所が議論した上で、上記④で特定した各マテリアリティに係る取り組みやKPIを設定する。

#### (2) 評価体系

上記の評価プロセスにおける④にてマテリアリティを特定する際、また、⑤にてKPIを設定する際、マテリアリティ及びKPIは、表1のとおり、「環境」、「社会」、「ガバナンス」のいずれかに分類される。「環境」については、「気候変動」、「資源循環」、「環境配慮」、「環境汚染防止」、「生物多様性」という5つのテーマから、「社会」については、「人権・労働」、「人材開発」、「消費者課題」、「社会基盤」、「地域」という5つのテーマから、「ガバナンス」については、「ガバナンス体制の強化」、「リスク管理と透明性」、「コンプライアンス」という3つのテーマから構成されている。これらのテーマは、前述のGRIスタンダード、SASBスタンダードをはじめとする各種のガイドライン等を参照した上で、横浜銀行及び浜銀総

<sup>8</sup> GRI (Global Reporting Initiative) は、2016年にGRIスタンダードを公表した。GRIスタンダードは、報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト（プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトを含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するためのフレームワークを提供する。

出典：<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/05.html>

<sup>9</sup> SASB (Sustainability Accounting Standards Board、サステナビリティ会計基準審議会) は、2018年11月に11セクター77業種について情報開示に関するスタンダードを作成し、公表した。SASBスタンダードは、業種ごとに企業の財務パフォーマンスに影響を与える可能性が高いサステナビリティ課題を特定している。

出典：<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/03.html>

合研究所によるこれまでの多くのサステナブルファイナンス等の実績を踏まえて、独自に設定されたものである。

上記の評価プロセスにおける③にて「自社にとっての重要度」を検討する際、対象企業の戦略や事業の側面から評価しているため、特定されるマテリアリティ及び設定される KPI のいずれについても、地域経済をはじめとする「経済」の観点が含まれている。また、対象企業に係るマテリアリティの特定及び KPI の設定をする際、「環境」、「社会」、「ガバナンス」のそれぞれについて、必ず 1 つ以上のマテリアリティ・KPI が特定・設定される仕組みとなっている。

なお、横浜銀行及び浜銀総合研究所は、各テーマに係る詳細な評価基準等については非公表としているが、JCR では事前にその適切性について確認している。

表 1：評価体系<sup>10</sup>

カテゴリ	テーマ
環境	気候変動
	資源循環
	環境配慮
	環境汚染防止
	生物多様性
社会	人権・労働
	人材開発
	消費者課題
	社会基盤
	地域
ガバナンス	ガバナンス体制の強化
	リスク管理と透明性
	コンプライアンス

#### 4. 評価体制及び評価手順

横浜銀行は本フレームワークに基づいたファイナンスの実施に際して、図 5 のとおり、評価体制を確立した。

横浜銀行の各営業店が対象企業のサステナビリティ全般にわたる係争の有無をはじめとするネガティブスクリーニングを実施した上で、対象企業の業種、規模、サステナビリティ全般における方針や取り組み状況を踏まえて、本フレームワークに基づく融資に係る提案を行う。対象企業から本フレームワークに基づく融資の依頼があった後、浜銀総合研究所（HRI）は対象企業との間でコンサルティング契約を締結した上で、対象企業に対してマテリアリティの特定及び KPI の設定に係る支援を行う。マテリアリティの特定及び KPI の設定が完了した後、浜銀総合研究所は評価レポートを作成し、対象企業及び横浜銀行

<sup>10</sup> 出典：横浜銀行から提供された資料に基づき JCR 作成

に提出する。その後、当該評価レポートを踏まえて、横浜銀行の本部及び営業店の判断にて融資を実行する。

なお、評価に係る業務については、独立性を担保するために、浜銀総合研究所のみが実施し、横浜銀行が評価に関与することはない。また、実施プロセスについて、横浜銀行及び浜銀総合研究所では各所掌業務を明確にし、社内のマニュアルを整備する。

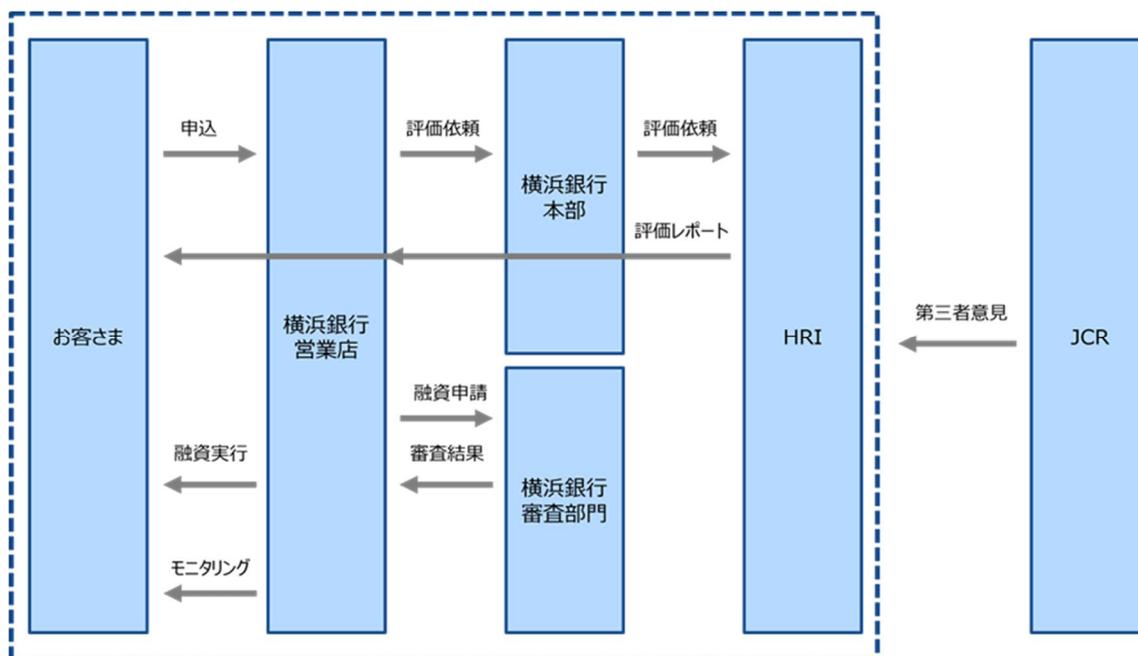


図 5：本フレームワークに係る評価体制<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 出典：本フレームワーク

## II. 適合性評価

JCR は本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 2：インパクトファイナンスの定義<sup>12</sup>

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

### 要素①

**投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか**

横浜銀行は、中堅・中小企業における環境、社会、経済に係る取り組みに関して本フレームワークを策定し、明確な基準に基づく評価、評価結果のフィードバック、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメントを行うことで、環境、社会、経済に係るポジティブなインパクトを生み出すことを意図している。

また、企業評価の検討に際して、対象企業のサステナビリティ全般に係るネガティブなインパクトの有無、及びネガティブなインパクトの緩和・管理に係る取り組み内容について確認を行い、重大なネガティブインパクトについては適切に緩和・管理する商品設計となっている。

### 要素②

**インパクトの評価及びモニタリングを行うものか**

本フレームワークは、企業による環境、社会、経済に係る取り組みを評価し、浜銀総合研究所が妥当であると判断したマテリアリティ・KPI を特定・設定した企業に対して融資を行う金融商品に関するものである。企業が横浜銀行に対して当該金融商品の申し込みを行った場合、浜銀総合研究所は当該企業に係る環境、社会、経済の取り組みについて、評価基準に基づき評価を行う。

浜銀総合研究所は、「環境」については、「気候変動」、「資源循環」、「環境配慮」、「環境汚染防止」、「生物多様性」という 5 つのテーマに基づき、「社会」については、「人権・労働」、「人材開発」、「消費者課題」、「社会基盤」、「地域」という 5 つのテーマに基づき、「ガバナンス」については、「ガバナンス体制の

<sup>12</sup> 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より JCR 作成

強化」、「リスク管理と透明性」、「コンプライアンス」という3つのテーマに基づき、各企業の取り組みを評価する。

横浜銀行は、年に1回、前年からの取り組みの進展及びインパクトの発現を確認することを主な目的として、融資を行った企業を対象にモニタリングを実施する。横浜銀行は、取り組みを行っていない企業や取り組みがあまり進んでいない企業に対してエンゲージメントを実施することで、取り組みを促進する。横浜銀行は、対象企業にモニタリング結果を提供するだけでなく、エンゲージメントを実施することで、企業の環境、社会、経済に係る取り組みの高度化を支援する。

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価及びモニタリングについて、適切に実施されることが想定されている。

### 要素③

#### インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

インパクトの評価結果について、横浜銀行は、年に1回、借入人に対してKPIに係る実績を含む評価結果の開示を行う予定である。

モニタリング結果について、対象となる融資の返済期限が到来するまで、本フレームワークに基づくファイナンスによって発現したインパクトについて、年に1回、横浜銀行のウェブサイト等にて公表を行う予定である。

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切な開示内容及び開示先が想定されている。

### 要素④

#### 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

横浜銀行は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により適切にリスク判断を行いつつ、当該金融商品による貸出収益を見込んでいる。その上で、当該金融商品単体での取引にとどまらず、当該金融商品に係る提案・組成・モニタリング・エンゲージメントの各過程を通じて、取引先企業のサステナビリティ戦略を理解し、リレーション強化を図り、横浜FG全体で金融及び非金融のサービスを提供することで、中長期的にリターンを確保していく。

以上より、本フレームワークは横浜銀行にとって、中長期的な視点に基づいて適切なリスク・リターンを確保する機会を提供するものである。

## III. 結論

JCRは、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・新井 真太郎

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル